

第3次北九州市男女共同参画基本計画

平成26年度実施状況報告書

北九州市

目次

基本計画の概要

- 第3次北九州市男女共同参画基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第3次北九州市男女共同参画基本計画の施策の体系・・・・・・・・・・・・ 5

基本計画の実施状況

柱Ⅰ あらゆる分野への女性の参画拡大と男女共同参画意識の浸透

- 施策の方向 1 事業者・地域等における方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・ 9
- 施策の方向 2 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・・・ 10
- 施策の方向 3 男女共同参画意識が浸透した社会、地域の実現・・・・・・・・・・・・ 11
- 施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 施策の方向 5 男女共同参画の視点に立ったあらゆる市の施策の展開・・・・・・・・ 15
- 施策の方向 6 女性の人材育成とチャレンジ支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

柱Ⅱ 女性の活躍による経済社会の活性化

- 施策の方向 1 女性の雇用の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 施策の方向 2 女性の就業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 施策の方向 3 女性の活躍による経済の成長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしの実現・・・・・・・・ 25
- 施策の方向 2 多様なライフスタイル・ライフステージに対応した子育てや介護等の支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

柱Ⅳ 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

- 施策の方向 1 男性にとっての男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 施策の方向 2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進・・・・・・・・・・・・ 33

柱Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進

- 施策の方向 1 女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶・・・・・・・・・・・・ 37
- 施策の方向 2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の予防・・・・・・・・・・・・ 43
- 施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

《資料》

- 1 第3次北九州市男女共同参画基本計画 数値目標等の進捗状況・・・・・・・・ 51
- 2 北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例・・・・・・・・・・・・ 略
- 3 第7期北九州市男女共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 略

基本計画の概要

第3次北九州市男女共同参画基本計画の概要

1 計画で目指すべき姿

- ①男女の人権が尊重される社会
- ②男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会
- ③少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会

2 策定期期

平成26年2月

3 計画期間

平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間

4 計画の「柱」及び「施策の方向性」

柱Ⅰ あらゆる分野への女性の参画拡大と男女共同参画意識の浸透

- 施策の方向性1 事業者・地域等における方針決定過程への女性の参画拡大
- 施策の方向性2 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 施策の方向性3 男女共同参画意識が浸透した社会、地域の実現
- 施策の方向性4 防災における男女共同参画の推進
- 施策の方向性5 女性の人材育成とチャレンジ支援

柱Ⅱ 女性の活躍による経済社会の活性化

- 施策の方向性1 女性の雇用の拡大
- 施策の方向性2 女性の就業支援
- 施策の方向性3 女性の活躍による経済の成長

柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 施策の方向性1 男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしの実現
- 施策の方向性2 多様なライフスタイル・ライフステージに対応した子育てや介護等の支援の充実

柱Ⅳ 男性、子どもにとっての男女共同参画

- 施策の方向性1 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向性2 子どもの頃から男女共同参画の理解の促進

柱Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進

施策の方向性1 女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶
(第2次北九州市DV対策基本計画)

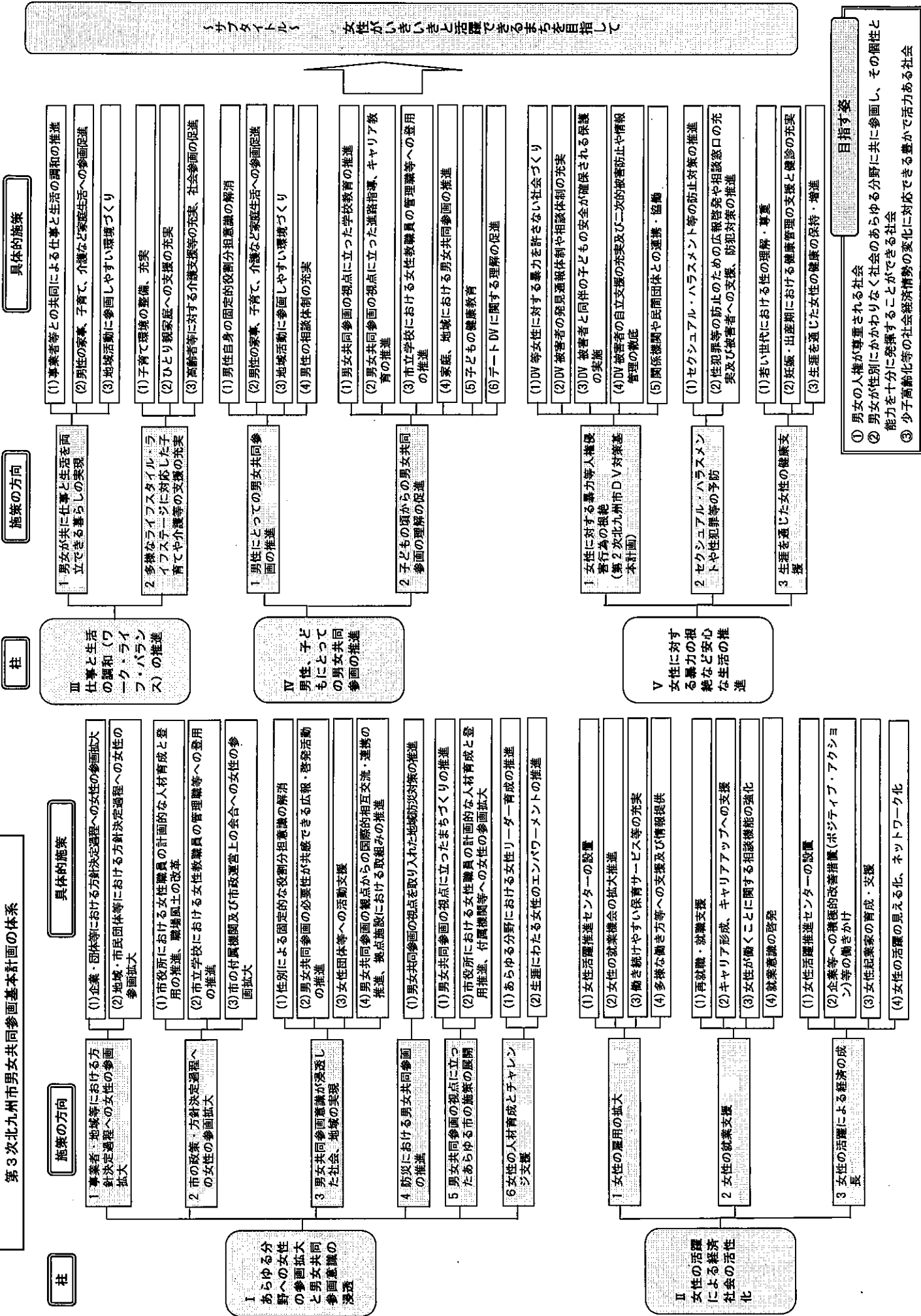
施策の方向性2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の予防

施策の方向性2 生涯を通じた女性の健康支援

5 計画の推進

- (1) 推進体制
- (2) 市民、市民団体、企業等とのパートナーシップの推進
- (3) 北九州市男女共同参画審議会による進捗状況の評価、公表
- (4) 指標及び数値目標の設定、定期的な測定

第3次北九州市男女共同参画基本計画の体系



柱

施策の方向

具体的施策

柱

施策の方向

具体的施策

女性がいきいきと活躍できるまちを目指して

目指す姿
 ① 男女の人権が尊重される社会
 ② 男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会
 ③ 少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会

基本計画の実施状況

柱Ⅰ あらゆる分野への女性の参画拡大と男女共同参画意識の浸透

施策の方向 1 事業者・地域等における方針決定過程への女性の参画拡大

企業等の事業者に対し、女性管理職に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）など女性活躍の働きかけに取り組む。

また、地域等において、様々な団体の会長だけでなく、副会長等の女性役員の活躍状況の把握にも取り組む。そして、その状況を踏まえながら、地域での様々な機会を通して、方針決定過程への女性の参画拡大についての理解を深めるための広報・啓発活動や協力の働きかけを推進する。

【主な取組み】

〔企業・団体等における方針決定過程への女性の参画拡大〕

- ・ 企業向け出前セミナーの実施（8社）やワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーの派遣（19回）、「女性の活躍推進福岡県会議」と共催による企業向け講演会の実施などにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、女性が働きやすい環境づくりに取り組む企業を支援した。
- ・ 「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」において、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレットや推進サイトでその取組みを広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図った（3団体2個人を表彰）。
- ・ 国の交付金を活用し、平成26年度の補正予算に計上した「女性輝き！推進事業」において、企業における女性活躍推進のアクションプラン作成のサポートや、企業の女性管理職のスキルアップ、ネットワーク化を支援することとした（予算を繰り越し、平成27年度に実施する予定）。

〔地域・市民団体等における方針決定過程への女性の参画拡大〕

- ・ 自治会など地域団体・市民団体における方針決定過程への女性の参画状況を調査・把握し、女性の登用促進について協力要請を行った。
- ・ 地域における男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進を図るため、北九州市女性団体連絡会議による「男女共同参画フォーラム in 北九州」（37回、3,404名参加）やNPO等との協働による男女共同参画に関する広報啓発事業（26回、1,719名参加）などを、市民センターをはじめ、小学校、高校、専門学校、大学などで実施し、若い世代も含めた多くの市民に対して、積極的に啓発を行った。
- ・ 地域での広報啓発事業については、自治会等に協力を依頼するとともに、地域と共催で男女共同参画地域フォーラムを実施、地域団体との意見交換を取り入れるなど、地域における男女共同参画意識の醸成に取り組んだ。

- ・ 地域における女性活躍推進モデル事業(県事業)への協力を自治会等に依頼し募集したところ、県で4団体のうち本市から1団体が採択された。(H26～H27年度事業)
- ・ また、拠点施設である男女共同参画センター・ムーブ、東部勤労婦人センター(以下「レディスもじ」という)、西部勤労婦人センター(以下「レディスやはた」という)においても、男女共同参画に関する問題等について考える「男女共同参画講座」(57講座、25,173名参加)等を開催して、方針決定過程への女性の参画促進に関する啓発を行った。
- ・ 男女共同参画センター・ムーブにおいて、市内で様々な活動を通して地域づくりを実践している女性による「いろどりカフェ」を開催し、地元のロールモデルを通して地域づくりにおける女性の力について考える催しを行った。

自治会における女性の比率〔総務企画局調〕

	(平成 25 年)	(平成 26 年)
区自治総連合会長	0%	0% (副会長は 4.8%)
自治区会長	3.9%	4.4% (副会長は 12.1%)
町内会長	15.7%	15.7%

施策の方向 2 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

市の政策は、住民一人ひとりの生活に大きな影響を与えることから、その政策や方針決定の場に男女が対等に参画し、男女の意見が十分反映されることが重要であり、市の政策・方針決定の場である市役所(市立学校を含む)や市の付属機関等への女性の参画の更なる拡大を図る。

【主な取組み】

〔市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進、職場風土の改革〕

- ・ 平成 26 年 2 月に策定した「女性活躍推進アクションプラン第 2 期計画」(H26～31 年度)に基づき、これまで職員研修所で年 2 回実施していた女性職員キャリア研修を、全 7 区役所に出向いて実施するとともに、管理職を対象とした意見交換会を開催した。

〔市立学校における女性教職員の管理職等への登用の推進〕

- ・ 「公立学校等管理職候補者選考」において、有資格者全員への要項・志願書の配布、管理職からの受験勧奨等の声かけなど、登用の推進に取り組んだ。

〔市の付属機関等への女性の参画の拡充〕

- ・ 市の付属機関等への女性委員の参画拡大について、各付属機関等の所管部局に対するヒアリングの実施や改善計画の確認等により、女性委員の参画率は、平成26年7月1日時点で43.8%に上昇した(平成25年度から1.9ポイント増)。

市役所における役職者(係長級以上)に占める女性の比率〔総務企画局調〕

(平成26年4月) 16.2% (平成27年4月) 16.9%

市役所における管理職に占める女性の比率〔総務企画局調〕

(平成26年4月) 12.8% (平成27年4月) 13.8%

市立学校等における管理職に占める女性の比率〔教育委員会調〕

(平成26年4月) 校長 15.4% (平成27年4月) 校長 12.4%

教頭 19.0% 教頭 22.0%

市の付属機関等における女性委員の比率〔総務企画局調〕

(平成25年6月) 41.9% (平成26年7月) 43.8%

施策の方向 3 男女共同参画意識が浸透した社会、地域の実現

男女共同参画に関する様々な課題の背景となっている性別による固定的役割分担意識にとらわれず、女性も男性もその個性や能力を十分に発揮できる社会、地域づくりに一層取り組む。

男女共同参画センター・ムーブ等を拠点施設としてその機能充実を図るとともに、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用など男女共同参画の必要性が共感できる効果的な広報啓発活動などに取り組む。

また、本市の男女共同参画に関する様々なデータの把握を行う。

さらに、様々な女性団体、NPO等と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組む。

(公財)アジア女性交流・研究フォーラムを核としながら、諸外国等との相互交流・連携を図るとともに、その成果を市民に分かりやすい形で明確に還元していく。また、市内在住の外国人との交流を進め、相互理解を促進し、外国人が安心して暮らせるよう支援する。

【主な取組み】

〔性別による固定的な役割分担意識の解消〕

- ・ 地域における男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進を図るため、北九州市女性団体連絡会議による「男女共同参画フォーラム in 北九州」(37回、3,404名参加)やNPO等との協働による男女共同参画に関する広報啓発事業(26回、1,719名参加)などを市民センターをはじめ、小学校、高等学校、大学などで実施し、若い世代も含めた多くの市民に対して、積極的に啓発を行った。〔p9再掲〕
- ・ また、拠点施設である男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)においても、男女共同参画に関する問題等について考える「男女共同参画講座」(57講座、25,173名参加)等を開催するなど、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画意識の醸成を図った。〔p10再掲〕
- ・ 「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」(構成機関：商工会議所、中小企業団体、労働組合、NPO、有識者、国、市)を中心として、11月を「ワーク・ライフ・バランス推進月間」と定め街頭啓発等のキャンペーン事業を実施した。

ワーク・ライフ・バランス新聞の配布、ノー残業デーの呼びかけのほか、さまざまなPR活動を市内一円で集中的に行い、広報効果を高めた。
- ・ 企業向け出前セミナーの実施(8社)やワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーの派遣(19回)、企業向け講演会の実施、「子ども参観日」の呼びかけ(13事業所実施)などにより、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する企業を支援した。〔p9再掲〕
- ・ また、「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」において、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレットや推進サイトでその取組みを広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図った(3団体2個人を表彰)。〔p9再掲〕
- ・ 「女性セミナー講座」「女性の社会参画講座」「父と子のふれあい講座」など、男女共同参画について考え、意識向上につながる生涯学習市民講座を開催した。
- ・ また、市立の保育所、幼稚園、小・中・特別支援学校及び私立幼稚園、保育所の保護者を対象に、子どもの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互に学ぶ「家庭教育学級」を開催した。

〔男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進〕

- ・ 漫画を活用した男女共同参画に関する啓発誌「わりカン?!」を各種講演会等で配布するとともに、小中学生向け男女共同参画副読本「レッツ」「ひびき愛」を、市内小中学校の授業で活用した。
- ・ 福岡県主催「男女共同参画表彰」に2名を推薦し、うち1名が受賞した。
- ・ 人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」を制作・放送した。放送終了後は、視聴ができる特設ホームページを開設するとともに、シナリオ集・CDの市内小中学校・市民センター等への配布や市民への貸出し等を行った。

- ・ 人権週間記念講演会を開催するとともに、市民センターにおいて人権市民講座や家庭教育学級等を実施し、女性の人権もテーマに取り上げた。
- ・ 男女共同参画センター・ムーブにおいて、北九州市内の事業所を対象に、女性管理職の割合やポジティブ・アクションの取組状況など、女性の活躍推進の実態調査を実施した。
- ・ 市民、NPO、学校、企業、行政等からなる「北九州ESD協議会」を中心に、「ESDの10年締めくくり会合 in九州」を開催し、また「ESDに関するユネスコ世界会議」に参加した。市民センター館長等を中心にESDコーディネーター研修を開催するとともに、市内10大学の連携による「まなびとESDステーション」において、大学生を中心とした20を超える地域の課題解決に向けた取組みを実施した。
- ・ 男女共同参画センター・ムーブでは、「ムーブ学生活動プロジェクト（「まなびとESDステーション」のプロジェクトのひとつであるガーベラプロジェクト）」において、大学生と連携してイベント等を開催し、男女共同参画の重要性を若者目線で若者に向けて情報発信した。

〔女性団体等への活動支援〕

- ・ 「北九州市女性団体連絡会議」による「男女共同参画フォーラム in 北九州」の開催を支援するとともに、「北九州市婦人団体協議会」等の女性団体の活動を支援した。

〔男女共同参画の観点からの国際的相互交流・連携の推進、拠点施設における取組みの推進〕

- ・ (公財)アジア女性交流・研究フォーラムに対して、日本及びアジア地域のジェンダー問題、男女共同参画に関する調査研究、国際交流等を柱とする事業を行うための補助を行った。
- ・ (公財)アジア女性交流・研究フォーラムでは、国連会議を誘致し「国連ジェンダー統計専門家会合」を実施し、その専門家会合を踏まえ、「女性の働き方としての起業」と題し、「アジア女性会議―北九州」を開催した。また、前年度の仁川広域市女性団体協議会の来北に続く、北九州市の女性団体の仁川広域市の訪問、市民参加型のフィリピン・スタディツアーを実施することにより、国際的な交流・連携を推進した。さらに、JICA研修「行政官のためのジェンダー主流化政策2014」を実施した。
- ・ (公財)アジア女性交流・研究フォーラムでは、主に大学生を対象に、男女共同参画の視点で今後のキャリア形成を考える「女子学生のためのキャリア形成プログラム」を開発し、出前講座(市内大学5校 1,233人参加)を行った。
- ・ 男女共同参画推進の活動拠点である男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)において、地域に根ざした男女共同参画の推進、女性リーダー育成、就職・再就職に向けた就業・キャリアアップ支援、相談事業など、第3次基本計画の具体的施策を具現化するための様々な事業を展開し、

男女共同参画社会の形成の推進に取り組んだ。

- ・（公財）北九州国際交流協会において、外国人市民を対象とした無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口を開設したほか、区役所等での相談時に行政通訳者を派遣した。また、市及び（公財）北九州国際交流協会において、外国人市民を含む市民を対象に、国際理解教育講座の実施など、多文化共生社会の実現に向けた事業を実施した。

施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進

災害時における乳幼児、妊産婦等に配慮した避難所の運営をはじめ、防災に係る計画やマニュアルの作成など、あらゆる防災施策において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に立った取組みを推進する。災害発生時のみならず、平常時から、防災に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進める。

【主な取組み】

〔男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進〕

- ・ 防災対策に関する方針決定過程において女性の参画を拡大するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大を図った（平成26年7月：34.8%←平成25年6月：28.6%）。
- ・ 自主防災組織のうち、各婦人防火団体に対し、チラシ、パンフレット等を活用した火災予防普及啓発のための指導を行うとともに、福岡県女性防火クラブ連絡協議会及び研修会への参加を支援した。
- ・ 災害時の避難所の運営においては、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点等に配慮することが重要であり、これらを踏まえた地域住民が主体的に参加する避難所運営訓練を実施した。
- ・ また、市内のNPOなどが独自の取組みとして、子育て中の母親や女性ならではの視点で、防災について気軽に語り合う「防災カフェ」等を開催しており、これらの活動に対し、啓発用の非常持出袋や非常用食糧の貸出をするなどの支援を行った。
- ・ 女性消防団員による「いきいき安心訪問」を実施した。介護職員初任者研修の資格を有する者を中心とした女性消防団員が2人1組で一人暮らしの高齢者宅等を訪問し、防火防災に関する指導や、家庭内救急事故の予防指導及び交通安全指導を実施するとともに、簡単な家庭内の整理整頓や、訪問の際に受けた福祉相談を関係機関へ連絡するなどのサポートを行った。

施策の方向 5 男女共同参画の視点に立ったあらゆる市の施策の展開

男女共同参画社会の形成を推進していくうえでは、市のあらゆる施策が計画（予算）段階から男女共同参画の視点に立って政策立案され、決定・実施されることが重要であり、管理監督者の研修、付属機関等の女性委員の参画拡大、市役所の女性管理職の登用などを進め、あらゆる施策に男女共同参画の視点が担保されるよう取り組む。また、この計画に基づいて行う様々な施策について、その実施状況を毎年度把握する。

【主な取組み】

〔男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進〕

- ・ 「北九州市男女共同参画推進本部会議」「ワーク・ライフ・バランス推進庁内連絡会議」を開催するとともに、課長級以上職員を対象に「北九州市職員リーダー研修」を実施した。
- ・ 男女共同参画基本計画に掲げる施策の実施状況（平成25年度）について、北九州市男女共同参画審議会の意見を付し取りまとめた報告書を作成し公表を行った。

施策の方向 6 女性の人材育成とチャレンジ支援

企業等と連携した働く女性のキャリアアップなどの様々な講座や研修を通して、働く場や地域などにおいて組織をリードしていく女性の人材育成を図る。

また、生涯にわたるエンパワーメントの推進のため、若い頃からのキャリア形成や経済的自立など多岐にわたる女性のチャレンジに対して、各々のライフステージに応じた支援を行う。

【主な取組み】

〔あらゆる分野における女性リーダー育成の推進〕

- ・ 男女共同参画センター・ムーブ、レディス（もじ・やはた）では、「働き女子の夢をかなえるキャリアアップ講座（次世代リーダー養成講座）」をはじめ、キャリアアップ講座、相談事業等を行っている。特に、企業等で働く女性がリーダーや管理職として能力を発揮することを支援するための「働き女子の夢をかなえるキャリアアップ講座（次世代リーダー養成講座）」の修了生に対しフォローアップ講座を通して、ネットワークづくりを行い、身近なロールモデルの情報発信に取り組んだ。
- ・ 国の交付金を活用し、平成26年度の補正予算に計上した「女性輝き！推進事業」において、企業の女性管理職のスキルアップやネットワーク化を支援す

ることとした（予算を繰り越し、平成27年度に実施する予定）。〔p9再掲〕

- ・ 生涯学習総合センターにおいて、「地域力アップセミナー」等の修了生の中から、公募・選考を経て決定した研修生を国立女性教育会館及び先進都市へ派遣し、生涯学習活動に必要な専門的知識や技能の習得およびリーダーとしての資質の向上を図った。
- ・ 「北九州市女性団体連絡会議」による「男女共同参画フォーラム in 北九州」の開催を支援するとともに、「北九州市婦人団体協議会」等の女性団体の活動を支援した。〔p13再掲〕

〔生涯にわたる女性のエンパワーメントの推進〕

- ・ 市内全中学校を対象に、生徒に自らの将来を考えさせるため、ある職業を暫定的な窓口としながら、多様な年齢、立場の人や社会や職業にかかわる様々な現場を体験する「職場体験活動」を実施した。
- ・ 男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)において、性別にとらわれず、自分らしく生きることについて考える男女共同参画講座をはじめ、キャリアアップ講座、就業支援講座などを開催し、女性のエンパワーメントを推進した。また、ムーブ叢書や情報誌、ホームページや平成26年6月に開始したフェイスブック等により、広範囲にわたる効果的な情報発信を行った。

平成26年度の成果と課題

(平成26年度の成果)

新たに、企業の希望テーマに応じ課題解決につなげる「企業向け出前セミナー」や市内の事業所における女性活躍推進の実態調査を初めて実施したことにより、企業における課題等が明らかになり、今後、女性が活躍しやすい環境づくりなどの施策や事業に生かしていく基礎資料となった。

地域の自治会における女性の比率は協力依頼や広報啓発等により、昨年度に比べやや増加しており、初めて調査を行った副会長については区自治総連合会で4.8%、自治区会では12.1%となっており、副会長の女性の比率は会長より高くなっているという実態が把握できた。

また、市役所における女性職員の登用については、研修等の強化や意識改革等に取り組んだ結果、女性職員の育成・支援に対する上司及び女性職員自身の意識が高まり、女性管理職・役職者比率や行政職係長試験受験率(25年度31.6%→26年度32.9%)の向上につながった。

さらに、市の審議会等における女性委員の参画率は、市役所一丸となり取り組んだ結果、昨年比1.9ポイント増加となり3年連続政令指定都市トップの数値となった。

(今後の課題)

市の女性役職者・管理職の増加、審議会等における女性委員の参画など、市役所内での女性の参画は進んできている。

一方、市内事業所の状況については、平成 26 年度にムーブが行った実態調査では、管理職に占める女性の割合は 12.8%となっており、同規模の民間事業所での比較でも全国を上回る結果が得られているが、国が定める「社会のあらゆる分野においての 30%程度」には及ばず、引き続き参画拡大に向けて一層の働きかけが必要である。

地域においても、女性団体連絡会議やNPO等による草の根的な広報・啓発活動により、性別による固定的役割分担意識については前回の平成 23 年度調査ではかなりの変化が見られ、徐々に女性の参画は進んでいるが、今後、さらなる参画拡大を図るためには、引き続き地域への働きかけを行うとともに、地域をリードする人材の育成に取り組む必要がある。

審議会意見（柱Ⅰ）

- ・ 区自治総連合会の会長の女性比率は依然としてゼロであるが、副会長になると 4.8%、また、自治区会の副会長は 1 割を超えており少しずつ女性の参画が進んでいる。今までの地道な取り組みの成果が、徐々に現れたと思われるので、引き続き取り組んでいただきたい。
- ・ 昨年度、本市で初めて市内の事業所を対象に女性の活躍推進の実態調査を行い、課題等が見えてきたと思う。このような調査を定期的実施していただきたい。

柱Ⅱ 女性の活躍による経済社会の活性化

施策の方向 1 女性の雇用の拡大

女性の就業、キャリアアップをより効果的に支援するためには、市や関係機関が実施している様々な施策・事業を相互に連携させながら、その情報を市民に一元的に提供することが求められ、就業等に関する情報をワンストップで市民に提供できる女性活躍推進センターを設置する。

また、女性の就業機会の拡大を図るとともに、働きながら安心して子どもを育てることのできる保育サービス等の充実を図る。

女性はその価値観やライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方が選択できることは、女性の能力発揮の促進を図る上で重要であり、起業やNPO、ボランティア活動など多様な活動が出来るよう支援を行う。

【主な取組み】

〔女性活躍推進センターの設置〕〔女性の就業機会の拡大推進〕

- ・ 就業等に関する情報をワンストップで市民に提供できる「(仮称)女性活躍推進センター」のあり方・設置方法等について関係機関・団体との協議を開始した。
- ・ 女性の雇用の拡大という観点から、新成長戦略では女性の就労者が多いサービス産業の振興によるビジネスの拡大や、コンタクトセンターの誘致などに加え、マザーズハローワークなど関係機関と連携することにより、正規雇用につながる仕事の創出や雇用のマッチング支援に取り組んだ。
- ・ 企業、働く人、市民、行政が参加する「北九州市ワーク・ライフ・バランス協議会」を開催し、企業向け出前セミナーの実施(8社)やワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーの派遣(19回)、企業向け講演会の実施などにより、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、女性が働きやすい環境づくりに取り組んだ。[p9再掲]

〔働きやすい保育サービス等の充実〕

- ・ 保育所の定員については、市全体では年度当初の受け入れ体制はおおむね整っているが、さらに、保育所入所児童数の推移など地域の保育需要の推移を踏まえ、年間を通じた待機児童の解消を図るため、民間保育所の新設(2か所)及び老朽改築(7か所)にあわせた定員増に取り組んだ(入所定員350人増)。
- ・ 子どもの育ちの視点にも配慮した病児・病後児保育、延長保育等の実施や児童福祉施設等第三者評価事業などにより、保育サービスの充実に取り組んだ。
- ・ 放課後児童クラブについて、利用児童の増加に対応するため、4箇所(校区)で施設を増設し、計画的な増設整備に取り組むとともに、指導員の資質向上のため、「障害児対応研修」や「救命救急講習」などの研修を実施した(21回開

催)。また、巡回カウンセラー（臨床心理士）及び放課後児童クラブアドバイザーをクラブ派遣した（延べ119回）。

- ・ ほっと子育てふれあい事業の実施により、地域で子育ての支援を行いたい、子育ての援助を受けたい人を相互に援助できるよう組織化し、子育てと仕事が両立できる環境づくりを支援した（活動件数9,616件）。

保育所等の入所児童数及び待機児童数〔子ども家庭局調〕

・ 入所児童数

（平成26年4月）15,941人 （平成27年4月）16,237人

※平成27年度には保育所のほか、認定こども園（保育機能部分）、家庭的保育事業、小規模保育事業を含む

・ 待機児童数

（平成26年4月） 0人 （平成27年4月） 0人

放課後児童クラブ登録児童数〔子ども家庭局調〕

（平成26年4月） 9,962人 （平成27年4月） 10,551人

〔多様な働き方等への支援及び情報提供〕

- ・ 市民活動の促進を図るため、市民活動サポートセンターにおいて、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、研修・啓発等、各種事業を実施するとともに、NPOの設立の認証等に関する支援を実施した（サポートセンター利用者23,127人）。
- ・ 男女共同参画センター・ムーブでは、起業をめざす女性を支援するため、「女性起業家支援塾」を開催し、子育てと両立しながらの起業、シニアでの起業など、それぞれの受講者の得意分野や生活スタイルに応じた起業につながった。
- ・ 女性や農業後継者が経営者の一員として農業経営に取り組んでいけるようにするとともに、農家の意識改革を進めるため、休日・給料や仕事の分担などを定める家族経営協定の締結促進に努めた。

施策の方向 2 女性の就業支援

働く場において女性が十分に能力を発揮するため、就業に関するスキルの取得や向上、さらに女性のキャリア形成・キャリアアップへの支援を行う。

育児や介護等を理由に離職した女性の再就職などに向けて個人の希望する形態にあった支援を行うとともに、女性の就労に関する相談機能の充実を図る。

また、女性が多様な職業の選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った職業観の醸成へ向けた積極的な広報啓発を行う。

【主な取組み】

〔再就職・就職支援〕〔キャリア形成・キャリアアップへの支援〕

- ・ 男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)では、再就職・就職支援のための資格取得講座や再就職応援講座、「働き女子の夢をかなえるキャリアアップ講座(次世代リーダー養成講座)」をはじめとするキャリアアップ講座、相談事業等を実施し、年間を通じて165講座を開催し、8,139人が受講した。
- ・ 女性向け再就職支援講座「女性のための再スタート応援セミナー」を開催し、講義、実践トレーニング、企業見学を実施するとともに、会社合同説明会への参加や就労体験を実施した。
- ・ 保育士資格を有する人を対象とした再就職のための「保育士資格活用研修」を開催し、講義や実技、見学実習等を実施した。また、保育士資格取得見込の学生や潜在保育士を対象に、就職支援の説明会を実施した。
- ・ 再就職を支援する「再就職トータルサポート事業」を実施し、再就職のために必要な能力開発講座、さらに民間職業紹介所等の職業紹介機能を活用した就業支援を総合的に行い、再就職の促進を図った。

〔女性が働くことに関する相談機能の強化〕

- ・ 男女共同参画センター・ムーブでは、再就職をめざす女性や就業している女性を支援するため、キャリアカウンセラーなど専門相談員による「就労応援相談」を実施した(毎週金曜日開催、相談受付件数152件)。
- ・ 「若者ワークプラザ北九州」及び「若者ワークプラザ北九州・黒崎」において、就業相談やセミナー、職業紹介等の実施により、若年者の就業の促進に取り組んだ。
- ・ 区役所の「子ども・家庭相談コーナー」において、子どもを持つ親の子育てや就労、生活など、家庭と子どもに関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図った。
- ・ 福岡県北九州労働者支援事務所との共催で、労働問題について個別の相談に応じる相談会「日曜街かど労働相談会」「職場のパワハラ、セクハラ集中相談会」などを実施した。

〔就業意識の啓発〕

- ・ 市内全ての小・中・特別支援学校の進路指導・キャリア教育担当教員を対象に、キャリア教育の在り方やキャリア教育の推進のための具体的な手だてなどについて研修を実施した。
- ・ (公財)アジア女性交流・研究フォーラムでは、主に大学生を対象に、男女共同参画の視点で今後のキャリア形成を考える「女子学生のためのキャリア形成プログラム」を開発し、出前講座(市内大学5校 1,233人参加)を行った。

[p13再掲]

拠点施設（ムーブ、レディス）における就業支援講座実施状況〔総務企画局調〕

（平成 25 年度） 152 講座

（平成 26 年度） 165 講座

ムーブにおける就労応援相談受付件数〔総務企画局調〕

（平成 25 年度） 151 件

（平成 26 年度） 152 件

施策の方向 3 女性の活躍による経済の成長

女性の就業支援に関する情報などをワンストップで提供する女性活躍推進センターの設置、あるいは企業等における女性管理職に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の働きかけやダイバーシティ（多様性）の推進の情報発信などに取り組む。

また、起業を目指す女性を支援するとともに、企業等と連携した働く場で活躍する女性のネットワーク形成やロールモデル等の情報発信などを行い、女性の活躍状況の「見える化」を図る。

【主な取組み】

〔女性活躍推進センターの設置〕

- ・ 就業等に関する情報をワンストップで市民に提供できる「（仮称）女性活躍推進センター」のあり方・設置方法等について関係機関・団体との協議を開始した。〔p18 再掲〕

〔企業等への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の働きかけ〕

- ・ 国の交付金を活用し、平成 26 年度の補正予算に計上した「女性輝き！推進事業」において、企業における女性活躍推進のアクションプラン作成のサポートを行うこととした（予算を繰り越し、平成 27 年度に実施する予定）。

〔p9 再掲〕

- ・ 企業向け出前セミナーの実施（8 社）やワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーの派遣（19 回）、企業向け講演会の実施などにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、女性が働きやすい環境づくりに取り組む企業を支援した。〔p9 再掲〕
- ・ ダイバーシティに関心を持ち、取組みを進めている企業のネットワーク（13 社）を形成し、交流会や研修会を通じて情報共有・発信等を行い、ネットワーク参加企業内及び市内企業における、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進にかかる取組みを働きかけた。

〔女性起業家の育成・支援〕

- ・ 新たに事業を開始しようとする起業家や創業後間もない企業経営者に対して、創業に関する基礎的知識を習得する実践起業塾や、「ヒト」「カネ」など個別具体的なテーマに焦点を当てた「起業ワンポイントセミナー」、起業家として必要な知識の習得を目指す「経理基礎セミナー」を実施した。
- ・ また、市内で創業を予定している、又は創業後間もない女性を対象に、起業に向けた心構えや元気な先輩起業家の意見発表を通じて、起業意欲を喚起する「北九州女性起業家フォーラム」を開催した。
- ・ 北九州ベンチャーイノベーションクラブを運営し、販路拡大・事業化支援や他都市との広域マッチング事業などを実施した。また、金融機関と連携し、「開業支援資金融資」を実施した。
- ・ 商店街活性化等を目的に、空き店舗への出店者に対する賃借料等の一部補助や、商店街・市場の組合が空き店舗をコミュニティ施設に活用する場合の賃借料の一部補助を実施した。
- ・ 男女共同参画センター・ムーブでは、起業をめざす女性を支援するため、「女性起業家支援塾」を開催し、子育てと両立しながらの起業、シニアでの起業など、それぞれの受講者の得意分野や生活スタイルに応じた起業につながった。

[p19再掲]

- ・ 国の交付金を活用し、平成26年度の補正予算に計上した「女性輝き！推進事業」において、女性の創業のあり方について検討を行うこととした（予算を繰り越し、平成27年度に実施する予定）。

〔女性の活躍の「見える化」、ネットワーク化〕

- ・ 国の交付金を活用し、平成26年度の補正予算に計上した「女性輝き！推進事業」において、企業の女性管理職のスキルアップやネットワーク化を支援することとした（予算を繰り越し、平成27年度に実施する予定）。[p9再掲]
- ・ ダイバーシティに関心を持ち、取組みを進めている企業のネットワーク（13社）を形成し、交流会や研修会を通じて情報共有・発信等を行い、ネットワーク参加企業内及び市内企業における、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進にかかる取組みを働きかけた。[p21再掲]
- ・ 男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)では、「働き女子の夢をかなえるキャリアアップ講座（次世代リーダー養成講座）」をはじめ、キャリアアップ講座、相談事業等を行っている。特に、企業等で働く女性がリーダーや管理職として能力を発揮することを支援するための「働き女子の夢をかなえるキャリアアップ講座（次世代リーダー養成講座）」の修了生に対しフォローアップ講座を通して、ネットワークづくりを行い、身近なロールモデルの情報発信に取り組んだ。[p15再掲]
- ・ 「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」において、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレット

や推進サイトでその取組みを広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図った（3団体2個人を表彰）。[p9再掲]

平成26年度の成果と課題

（平成26年度の成果）

男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)では、再就職・就職支援のための資格取得講座や再就職応援講座、キャリアアップ講座、相談事業等を昨年度に引き続き実施した。実施講座は165講座、受講者は9,139人に上るとともに、「働き女子の夢をかなえるキャリアアップ講座(次世代リーダー養成講座)」のように、講座修了生に対するフォローアップ講座の実施により、受講生のネットワークづくりや身近なロールモデルの情報を発信する取組みも進められた。

また、マザーズハローワークなど関係機関と連携しながら、能力開発・就業支援を総合的に行う「再就職トータルサポート事業」や、「北九州市新成長戦略」に基づくビジネスの拡大、企業立地の促進などにより、正規雇用につながる仕事の創出や雇用のマッチング支援に取り組んだ。

これに加え、新たな取組みとして、就業前段階から男女共同参画の視点で今後のキャリア形成について考える機会を設けるため、(公財)アジア女性・交流フォーラムでは、「女子学生のためのキャリア形成プログラム」を開発し、市内大学5校に行った出前講座には1,233人の学生が参加した。

（今後の課題）

市内事業所における女性の活躍推進について、平成26年度にムーブが行った実態調査では、管理職に占める女性の割合は12.8%となっており、同規模の民間事業所での比較でも全国を上回る結果が得られた。一方で、「男女にかかわらず人材を育成している」「女性が少ない、あるいは全くいない」などの理由により、今のところポジティブアクションに取り組む予定はないと回答した事業所は約5割に上っている。

女性活躍推進法の成立も踏まえ、現行の取組みを引き続き効果的に実施することに加え、女性の就業者・企業に対してより具体的に働きかける取組みを実施していくことが求められる。

このため、平成26年度に検討を開始した「(仮称)女性活躍推進センター」について、国・県と連携しながら、女性の就業に関するワンストップセンターとして早期の設置に取り組むとともに、企業のポジティブアクションや女性管理職のスキルアップ・ネットワーク化、女性の創業について、その促進・支援策を実行していく必要がある。

審議会意見（柱Ⅱ）

- （仮称）女性活躍推進センターについては、男女共同参画センター・ムーブでも就労支援講座など就業支援事業を実施している。利用する人がわかりやすいように整理が必要である。

柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしの実現

「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心として、企業等への取組み支援、幅広い広報啓発事業、関係法制度や各種支援制度等の周知、表彰企業へのインセンティブの充実など、実践に結びつく取組みをさらに進める。市役所においても、質の高い住民サービスを提供するため、仕事の見直しと効率的な業務のための改善に引き続き取組み、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

また、男性と女性がともに協力しながら家庭での責任を果たし、女性だけでなく、男性が家事、育児、介護等に積極的に参画することを促進するため、出前セミナー等の企業等へ出向く取組みを進める。

【主な取組み】

〔事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進〕

- ・ 「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」（構成機関：商工会議所、中小企業団体、労働組合、NPO、有識者、国、市）を中心として、11月を「ワーク・ライフ・バランス推進月間」と定め街頭啓発等のキャンペーン事業を実施した。
ワーク・ライフ・バランス新聞の配布、ノー残業デーの呼びかけのほか、さまざまなPR活動を市内一円で集中的に行い、広報効果を高めた。
- ・ 企業向け出前セミナーの実施（8社）やワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーの派遣（19回）、企業向け講演会の実施、「子ども参観日」の呼びかけ（13事業所実施）などにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する企業を支援した。〔p9再掲〕
- ・ また、「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」において、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレットや推進サイトでその取組みを広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図った（3団体2個人を表彰）。〔p9再掲〕
- ・ ダイバーシティに関心を持ち、取組みを進めている企業のネットワーク（13社）を形成し、交流会や研修会を通じて情報共有・発信等を行い、ネットワーク参加企業内及び市内企業における、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進にかかる取組みを働きかけた。〔p21再掲〕
- ・ 児童への出前授業や見学受け入れ、教職員の研修支援、保護者のPTA活動支援などを行っている「小学校応援団」と連携しながら、児童の学習支援等の取組みを実施した。
- ・ 市の業者登録や公共工事の入札（総合評価落札方式）に際し、「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」等の表彰企業に加点を行った。また、「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」の表彰企業について、新成長戦略みらい資

金融資の申込みを可能とした。

- ・ 市役所におけるワーク・ライフ・バランス推進のため、階層別研修（新規採用職員、採用2年次、採用5年次、新任主任・係長・課長）や国の関係者によるトップセミナーを実施するとともに、コンサルタントのサポートによる職場単位での業務改善に取り組んだ（2部署）。
- ・ また、職員向けの通知や広報誌、情報サイト等で、年休及び子育て支援制度等の取得に向けた啓発活動を実施した。
- ・ さらに、部下のワーク・ライフ・バランスとキャリア形成を支援するとともに、仕事の成果を出しつつ、自らも仕事と私生活の両立を楽しむ「イクボス」の考え方に共鳴し、市長及び幹部職員が「イクボス宣言」を行った。
- ・ 国の交付金を活用し、平成26年度の補正予算に計上した「女性輝き！推進事業」において、企業向けにイクボスやテレワークに関するセミナー等の支援を行うこととした（予算を繰り越し、平成27年度に実施する予定）。

市役所における男性職員の育児休業等取得率（部分休業、育児短時間勤務含む）〔総務企画局調〕

（平成25年度） 6.1% （平成26年度） 7.5%

市役所における時間外勤務（平成19年度対比）〔総務企画局調〕

（平成25年度） 14.9%減 （平成26年度） 15.1%減

ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度（「ことばも内容も知っている」、「ことばを聞いたことがあるが内容は知らない」の合計）〔子ども家庭局調〕

本市（平成23年） 64.0% ※次回は28年度調査予定

全国（平成24年） 41.3%〔内閣府調〕

〔男性の家事、子育て、介護など家庭生活への参画促進〕

- ・ 男性の家事、子育て、介護などへの参画促進を図るため、男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)において、「エプロン男子(男性の料理教室)」「ケアメン養成講座」などの男性向け講座を実施するとともに、「ケアメン養成講座フォローアップセミナー」を開催してネットワークづくりに取り組んだ。また、平成26年度から「おとこのライフシリーズ」を開始し、男性の家事参画促進や定年世代の人生の進め方を考える講座を行った。
- ・ 出産・育児を夫婦が協力して取り組むため、各区役所で「両親学級」を開催し、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を行った。また、市立の保育所、幼稚園、小・中・特別支援学校及び私立幼稚園、保育所の保護者を対象に、子どもの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互に学ぶ「家庭教育学級」を開催した。

〔地域活動に参画しやすい環境づくり〕

- ・ 市民活動の促進を図るため、市民活動サポートセンターにおいて、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、研修・啓発等、各種事業を実施するとともに、NPOの設立の認証等に関する支援を実施した（サポートセンター利用者 23,127人）。〔p19再掲〕
- ・ 企画提案方式で、市内のNPO法人や女性団体・グループ等から男女共同参画社会の形成推進に資する広報・啓発事業の企画を募集し、市民が親しみやすく参加できる手法を取り入れるなど優れた提案の団体に事業を委託した（26回、1,719名参加）。
- ・ 「北九州市女性団体連絡会議」による「男女共同参画フォーラム in 北九州」の開催を支援するとともに、「北九州市婦人団体協議会」等の女性団体の活動を支援した。〔p13再掲〕

施策の方向 2 多様なライフスタイル・ライフステージに対応した子育てや介護等の支援の充実

保育への多様なニーズの把握に努めるとともに、地域の就学前・就学後児童数の動向等を踏まえながら、病児・病後児保育、延長保育等を含めた保育サービスの充実や放課後児童クラブの充実など、子どもの育ちの視点にも配慮した子どもが健やかに成長できる子育て支援の環境整備を促進する。

また、ひとり親家庭等に対する子育て支援や自立して生活していく上で必要な支援を行う。

介護が必要な高齢者や障害者を介護する家族についても、介護支援や生活支援等のサービスの充実を図り、介護者の負担軽減を図っていくことで仕事と介護が両立しやすい環境整備を推進するとともに、企業等の事業者に対しても、仕事と子育て・介護等との両立への一層の理解を働きかけていく。

【主な取組み】

〔子育て環境の整備、充実〕

- ・ 保育所の定員については、市全体では年度当初の受け入れ体制はおおむね整っているが、さらに、保育所入所児童数の推移など地域の保育需要の推移を踏まえ、年間を通じた待機児童の解消を図るため、民間保育所の新設（2か所）及び老朽改築（7か所）にあわせた定員増に取り組んだ（入所定員 350人増）。

〔p18再掲〕

- ・ 子どもの育ちの視点にも配慮した病児・病後児保育、延長保育等の実施や児童福祉施設等第三者評価事業などにより、保育サービスの充実に取り組んだ。

〔p18再掲〕

- ・ 放課後児童クラブについて、利用児童の増加に対応するため、4箇所(校区)で施設を増設し、計画的な増設整備に取り組むとともに、指導員の資質向上のため、「障害児対応研修」や「救命救急講習」などの研修を実施した(21回開催)。また、巡回カウンセラー(臨床心理士)及び放課後児童クラブアドバイザーをクラブ派遣した(延べ119回)。[p18再掲]
- ・ 本市の子育て支援制度や施設等の情報を1冊にまとめた情報誌「こそだて情報」を発行し(51,600冊)、市内認可保育所・幼稚園や各区役所で配布するとともに、各市民センター、産婦人科・小児科医院、市内のコンビニ等に配置した。また、ホームページ「子育てマップ北九州」において、子どもの成長に応じた情報の提供や「子育て情報メール」の無料配信を行った。
- ・ 「赤ちゃんの駅」について、「すくすく子育てフェスタ」会場でのPRなど、登録施設数増や利用促進に向けたPRを実施した。また、毎月第2日曜日の「わらべの日」に「子どもの館」「子育てふれあい交流プラザ」で、親子で楽しめるイベントを中心とした行事を開催した。
- ・ 区役所の「子ども・家庭相談コーナー」において、子どもを持つ親の子育てや就労、生活など、家庭と子どもに関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図った。
[p20再掲]
- ・ 男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)では、男女の心の問題や生き方、女性のための就労支援相談など様々な相談に応じ、支援を行った。また、子育て中の母親の不安解消や心身ともにリフレッシュすることを目的に、育児期間をより自分らしくいきいきと過ごすための「いまどきママのリフレッシュ講座」等を実施した。
- ・ ほっと子育てふれあい事業の実施により、地域で子育ての支援を行いたい、子育ての援助を受けたい人を相互に援助できるよう組織化し、子育てと仕事が両立できる環境づくりを支援した(活動件数9,616件)。[p19再掲]
- ・ 子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、利用促進を図るための情報発信や、運営スタッフへの研修を行った。

[ひとり親家庭への支援の充実]

- ・ 母子福祉センターを「母子・父子福祉センター」に改称し、一般相談や弁護士による特別相談などの相談事業、就職相談や就業支援講習会などの就業支援事業、親と子の教室などのふれあい事業を実施した(利用者数10,252人)。
- ・ ひとり親家庭等医療費支給事業や、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を実施するとともに、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭に家庭生活支援員を派遣した。
- ・ 市営住宅の定期募集において、一般募集枠とは別枠で、母子・父子世帯をはじめとする住宅困窮度が高い世帯を対象とした住宅困窮者募集を行った。

〔高齢者等に対する介護支援等の充実、社会参画の促進〕

- ・ 各区の地域包括支援センターにおいて、家族介護者等からの高齢者の介護や認知症に関する様々な相談に応じ、保健・医療・福祉のサービスや制度の利用につなげるなど、介護に関する負担感や不安の軽減に向け、支援を行った。
- ・ 「障害者基幹相談支援センター」等において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、出前相談などきめ細かな相談支援を実施した。
- ・ 高齢者や障害のある人に対する家事支援として、企業や市民のボランティアによる「腕自慢おまかせサービス」を実施した（登録ボランティア 472 人）。
- ・ 高齢者や重度身体障害者がいる世帯の火災やガス漏れ、救急要請などの緊急通報を消防指令センターで直接受信し対応することにより、火災・救急による被害の低減を図った。
- ・ 介護サービス従事者研修事業（2,956 人受講）及び介護サービス相談員派遣事業の実施により、介護サービスの質の向上と介護支援者のスキルアップを図るとともに、介護実習・普及センターにおいて、介護に関する講座や福祉用具の活用に関する講座を開催した。
- ・ 認知症を理解して、認知症の方を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組んだ（平成 26 年度末現在延べ 55,941 人）。
- ・ 介護を行う家族を支援するため、高齢者見守りサポーター派遣事業、家族介護者のささえあい相談会事業、認知症介護家族交流会事業、若年性認知症介護家族交流会事業、認知症コールセンター事業を実施した。
- ・ 高年齢者就業支援センターやシルバー人材センター等において就業支援を行った。また、介護支援ボランティア（登録者 1,386 人）や小中学校特別支援学級合同スポーツ大会ボランティアなど、高齢者のボランティア活動、地域活動への参画促進及び支援を行った。
- ・ 高齢者いきがい活動支援事業により、高齢者が参加しやすいボランティア・生涯学習等の情報提供や相談・紹介、関係機関（施設、ボランティア団体、市民センター等）との連絡・調整を行った。
- ・ 地域に貢献したいが入り口やきっかけがわからないという団塊世代等を対象に「地域デビュー支援事業」を実施し、市民センター単位で、団塊世代等の人材を地域につなぎ、育成するための講座やワークショップ等を開催した（46 市民センター）。
- ・ 年長者大学校や市民センター等において、高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいづくりや健康づくりを促進する講座を開催した。
- ・ 北九州障害者しごとサポートセンターにおいて、就労を希望する障害者が、可能な限り様々な場における就労の機会が得られるよう支援を行った（相談支援件数 7,931 件）。

平成26年度の成果と課題

(平成26年度の成果)

「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、引き続き、11月の推進月間において街頭啓発やワーク・ライフ・バランス新聞の配布、ノー残業デーの呼びかけを行った。

男性の家庭生活への参画促進については、ムーブ・レディス(もじ・やはた)において「エプロン男子(男性の料理教室)」「ケアメン養成講座」などの男性向け講座を引き続き実施し、平成26年度は新たに「おとこのライフシリーズ」を開始した。

また、市民に対する呼びかけだけでなく、企業の取組みをより促進するため、ワーク・ライフ・バランスやタイムマネジメントなど、企業の希望テーマに応じて研修講師を派遣する「企業向け出前セミナー」を新たに実施した。出前セミナー、及び従来から実施しているワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー制度による企業派遣回数、平成25年度の22回から平成26年度は27回に増加している。

さらに、市役所においては、ワーク・ライフ・バランスの実現において重要な役割を果たす管理職のレベルアップに向け、部下のワーク・ライフ・バランスとキャリア形成を支援する「イクボス宣言」を市長及び幹部職員が率先して行った。

(今後の課題)

本市では、平成23年度の市民意識調査において、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度が全国値を上回っており、これを踏まえ、いかに仕事と生活の調和を実現していくかが課題である。

そのためには、各企業における「働き方改革」の取組みが不可欠であり、牽引役となる経営者や管理職の意識改革・実践が重要である。

市役所では、市長及び幹部職員の「イクボス宣言」が各管理職に広がり、平成27年度当初には、全管理職が「イクボス宣言」を実施するに到っているが、このような取組みを通じて得られた成果やノウハウも発信しながら、市内企業に対して取組みの働きかけを行っていく必要がある。

また、企業の両立環境整備については、国において様々な助成金メニューがあり、福岡県においても「子育て応援宣言企業」などの支援制度を設けている。市内企業に最も身近な行政機関として、市役所はこれらの制度も紹介しながら、各企業のニーズに応じたサポートを実施していく必要がある。

審議会意見（柱Ⅲ）

- ・ ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度は全国値より 20 ポイント高い。これは、企業の方にご協力いただき、取り組んできた成果だと考える。中小企業ではなかなか実現に向けての取組みは難しい部分があるが、成功事例などを PR するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて地道に取り組んでいく必要がある。
- ・ 学校の教員がとても忙しくて、ワーク・ライフ・バランスが取れていないと聞く。イクボスの取組みなどで負担を少しでも軽くしていくことが、校長・教頭などの女性管理職増加へとつながっていくと考える。

柱Ⅳ 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

施策の方向 1 男性にとっての男女共同参画の推進

男性が仕事だけでなく、子育て、介護等に参画し、家庭等において積極的に役割を果たせるよう支援する。また、企業等の事業者に対して、育児休業をはじめとした育児・介護関係制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組み、その利用促進を図るなど、男性社員等が家庭生活への参画推進に取り組むよう働きかける。また、精神面で孤立しやすいといわれる男性向けの相談体制を整える。

【主な取組み】

〔男性自身の固定的役割分担意識の解消〕

- ・ 企業向け出前セミナーの実施（8社）やワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーの派遣（19回）、企業向け講演会の実施、「子ども参観日」の呼びかけ（13事業所実施）などにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し男性が家庭生活に参画しやすい環境づくりに取り組む企業を支援した。〔p9再掲〕
- ・ 地域における男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進を図るため、北九州市女性団体連絡会議による「男女共同参画フォーラム in 北九州」（37回、3,404名参加）やNPO等との協働による男女共同参画に関する広報啓発事業（26回、1,719名参加）などを、市民センターをはじめ、小学校、高校、専門学校、大学などで実施し、若い世代も含めた多くの市民に対して、積極的に啓発を行った。〔p9再掲〕
- ・ また、拠点施設である男女共同参画センター・ムーブ、レディス（もじ・やはた）においても、男女共同参画に関する問題等について考える「男女共同参画講座」（57講座、25,173名参加）等を開催するなど、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画意識の醸成を図った。〔p10再掲〕

〔男性の家事、子育て、介護などへの家庭生活への参画促進〕

- ・ 男性の家事、子育て、介護などへの参画促進を図るため、男女共同参画センター・ムーブ、レディス（もじ・やはた）において、「エプロン男子（男性の料理教室）」「ケアメン養成講座」などの男性向け講座を実施するとともに、「ケアメン養成講座フォローアップセミナー」を開催してネットワークづくりに取り組んだ。また、平成26年度から「おとこのライフシリーズ」を開始し、男性の家事参画促進や定年世代の人生の進め方を考える講座を行った。〔p26再掲〕
- ・ 出産・育児を夫婦が協力して取り組むため、各区役所で「両親学級」を開催し、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を行った。また、市立の保育所、幼稚園、小・中・特別支援学校及び私立幼稚園、保育所の保護者を対象に、子どもの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を

相互に学ぶ「家庭教育学級」を開催した。〔p26 再掲〕

〔地域活動に参画しやすい環境づくり〕

- ・ 市民活動の促進を図るため、市民活動サポートセンターにおいて、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、研修・啓発等、各種事業を実施するとともに、NPOの設立の認証等に関する支援を実施した（サポートセンター利用者 23,127 人）。〔p19 再掲〕
- ・ 地域に貢献したいが入り口やきっかけがわからないという団塊世代等を対象に「地域デビュー支援事業」を実施し、市民センター単位で、団塊世代等の人材を地域につなぎ、育成するための講座やワークショップ等を開催した（46 市民センター）。〔p29 再掲〕
- ・ 生涯現役夢追塾を実施し、これから高齢期を迎える世代を中心に、退職後も生涯現役として社会貢献活動や経済活動などの担い手として活躍していく人材を発掘、育成した。

〔男性の相談体制の充実〕

- ・ 男性臨床心理士による「男性のための電話相談」を実施し、生き方や家庭、仕事についての悩みなどの相談に応じた（月 2 回各 2 時間、相談件数 21 件）。

施策の方向 2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

次世代を担う子どもが将来を見通した自己形成ができ、多様な選択のできる調和のとれた仕事と生活を送れるようになるためには、子どものときからの教育・体験が大切であり、その発達段階に応じて、男女の人権が尊重され、性別による固定的役割分担意識にとらわれない学校教育、進路指導、職業意識の醸成に取り組む。

【主な取組み】

〔男女共同参画の視点に立った学校教育の推進〕

- ・ 男女共同参画についての基本的な項目をわかりやすくまとめた副読本「レッツ」（小学校用）、「ひびき愛」（中学校用）を全ての小中学校に配布し、道徳の時間などで活用した。また、各学校において児童生徒名簿を男女混合で作成できるようにするとともに、家庭科学習を通して、家庭生活での男女の望ましい役割分担についての理解や男女共同参画意識の育成を図った。

〔男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進〕

- ・ 市内全中学校を対象に、生徒に自らの将来を考えさせるため、ある職業を暫定的な窓口としながら、多様な年齢、立場の人や社会や職業にかかわる様々な現場を体験する「職場体験活動」を実施した。〔p16 再掲〕

- ・ 漫画を活用した男女共同参画に関する啓発誌「わりカン?!」を各種講演会等で配布した。[p12再掲]
- ・ (公財) アジア女性交流・研究フォーラムでは主に大学生を対象に、男女共同参画の視点で今後のキャリア形成を考える「女子学生のためのキャリア形成プログラム」を開発し、出前講座(市内大学5校、1,233人参加)を行った。
[p13再掲]
- ・ 高卒就職予定者を対象にした就職応援マガジン「S o d a ! (そうだ)」を作成・配布するとともに、地元企業を見学するバスツアーを実施した。

[市立学校における女性教職員の管理職等への登用の推進]

- ・ 「公立学校等管理職候補者選考」において、有資格者全員への要項・志願書の配布、管理職からの受験勧奨等の声かけなど、登用の推進に取り組んだ。

[p10再掲]

[家庭、地域における男女共同参画の推進]

- ・ 「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心として、11月を「ワーク・ライフ・バランス推進月間」と定め、ワーク・ライフ・バランス新聞の配布や街頭啓発等のキャンペーン事業を実施した。また、「子ども参観日」の呼びかけ(13事業所実施)などにより、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する企業を支援した。[p9再掲]
- ・ 市立の保育所、幼稚園、小・中・特別支援学校及び私立幼稚園、保育所の保護者を対象に、子どもの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互に学ぶ「家庭教育学級」を開催した。

[p12再掲]

- ・ 地域における男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進を図るため、北九州市女性団体連絡会議による「男女共同参画フォーラム i n 北九州」(37回、3,404名参加)やNPO等との協働による男女共同参画に関する広報啓発事業(26回、1,719名参加)などを、市民センターをはじめ、小学校、高校、専門学校、大学などで実施し、若い世代も含めた多くの市民に対して、積極的に啓発を行った。[p9再掲]

[子どもの健康教育]

- ・ 各学校で授業研究会を行うなど、児童の発達段階に応じた学習指導の充実を図った。また、医療、学校、地域、行政等の関係者による思春期保健連絡会を開催し、関係者と思春期保健の課題を共有し、連携を強化するとともに、助産師による小中学生を対象とした思春期健康教室を開催した(88回、参加人数4,086人)。

[デートDVに関する理解の促進]

- ・ 高校生や大学生などの若年層における交際相手からのDV(デートDV)に関して、専門的な知識及び講演実績を有するNPO等の団体による「デートDV

予防教室」を実施し、市内の高校・大学・専門学校等に講師を派遣した（21校34回、参加者4,063人）。

- ・（公財）アジア女性交流・研究フォーラムでは、市内の高校・大学・専門学校等におけるデートDV予防教育の講師（ファシリテーター）育成に取り組んでおり、育成したファシリテーターのフォローアップと新規育成を目的とした講座を開催した。

平成26年度の成果と課題

（平成26年度の成果）

男性自身が固定的役割分担意識にとらわれず、家庭生活への参画を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの劇を取り入れるなど、より工夫したテーマや手法を用いてNPO等との協働による男女共同参画に関する広報啓発事業を実施したことにより、若い世代の参加や子育て中の保護者などの新たな分野への啓発につながった。

男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)において、男性の家事、子育て、介護など家庭生活への参画促進を図るため、男性向け講座を実施し好評であった。特に「ケアメン養成講座」については、フォローアップセミナーを開催し、ネットワークづくりにも取り組んでいる。「ケアメン養成講座」とこれを基に作成した啓発冊子は「全国女性会館協議会第8回事業企画大賞奨励賞」を受賞した。

男女の人権が尊重され、性別による固定的役割分担意識にとらわれることのないよう、子どもの頃からの教育・体験が大切であり、そのために、男女共同参画について基本的事項をわかりやすくまとめた副読本を作成し、教育委員会と連携を図ることで100%の活用率となった。

(今後の課題)

平成 23 年市民意識調査では、いわゆる性別による固定的役割分担意識に否定的な人が初めて肯定的な人の割合を上回り、固定的役割分担意識は薄れてきたが、様々な分野での男女平等達成感については、「家庭生活」で平等と思う人は 20.6%、「職場」では 16.1%、「学校教育の場」では 53.5%、「地域活動の場」では 34.4%であり、「社会全体」となると 13.0%との結果にとどまっている。

地域では、「女性団体連絡会議」やNPO等と協働して草の根的な広報啓発活動を行っているが、働く 30 代、40 代の男性の参加が少ない状況である。参加しやすいように夜や土・日の開催も行っているが、実施の方法も含め参加の呼びかけなどにさらなる工夫が必要である。

また、企業等で働く男性に対し、経営者、人事担当を通じて、ワーク・ライフ・バランスやイクボスなどの一層の働きかけが必要である。

さらに、子どもの頃からの男女共同参画意識は、将来的には社会全体における男女共同参画の実現につながるため、引き続き学校教育の中で理解促進の取り組みを行う必要があり、副読本については、作成から 4 年が経過しているので、内容等の見直し等を教育委員会と連携して行う必要がある。

審議会意見（柱Ⅳ）

- ・ 「ケアメン養成講座」を基に作成した冊子については、今後、男性の介護への参画を啓発する上で、有効に活用していただきたい。
- ・ 「様々な分野での男女平等達成感」について、「職場」と「家庭生活」において特に低い状況である。職場における条件整備と意識改革、学校教育等を通じての子どもの意識醸成に、さらに努めてほしい。
- ・ 男女共同参画副読本「レッツ」と「ひびき愛」について、以前は授業での活用率はあまり良くなかったが、ここ数年は道徳の時間や家庭科などの時間で使われ 100%の活用率になっている。学校の授業がとてもタイトになっている中で、この活用率はとても良いことで、今後も続けていただきたい。

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進

施策の方向 1 女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶

(1) DV等女性に対する暴力を許さない社会づくり

DV、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力を許さない社会をつくるためには、社会全体に男女がそれぞれの人権を尊重する意識を醸成することが重要であり、継続して、男女共同参画の視点に立った学校における人権教育の推進や家庭、職場、地域での人権啓発活動に取り組むとともに、相談窓口の一層の周知を図る。

【主な取組み】

〔DV等を未然に防止するための人権教育及び人権の尊重に関する広報・啓発活動の推進〕

(人権教育の推進)

- ・ 人権教育教材「あそぼう」、同和教育教材(副読本)「いのち」、新たな人権教育教材集「新版いのち(試用版)」、「人権啓発映画」、「明日への伝言板」、「人権週間入選作品集」等を活用し、幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進した。
- ・ また、人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)の趣旨を生かし、「協力」「参加」「体験」を取り入れ、現代の人権課題に応じた新たな人権教育教材集「新版いのち」を作成し、市内各学校・園に配布するとともに、研究指定校による実践をもとに、小中9ヶ年を見通し、発達段階に応じて活用する「北九州市対人スキルアッププログラム」を完成させた。

(保育所職員・学校教職員等の研修)

- ・ 保育所の職員が人権尊重の視点に立ち、女性や子どもの人権等に対する認識を深めるため、全国各地や社会福祉研修所が実施する研修に参加し、研修報告やケース検討を通して、保育の充実を図った。また、市内家庭支援推進保育所の取組みを発表する研修会を開催し、レポートをまとめた報告集を各認可保育所に配布した。
- ・ 教職員自身に「自他の人権を正しく理解し、相互に尊重しあう」という人権尊重の理念を認識させるため、「北九州市人権行政指針」「人権教育ハンドブック」等を活用し、計画的に研修を行った。また、人権教育研修会や派遣研修及び研究助成事業等を通して、教職員の人権問題に対する理解と認識を深め、学校における人権教育の充実を図った。

(様々な媒体による啓発)

- ・ 人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」を制作・放送した。放送終了後は、視聴ができる特設ホームページを開設するとともに、シナリオ集・CDの

市内小中学校・市民センター等への配布や市民への貸出し等を行った。また、人権週間記念講演会を開催した。[p13再掲]

(市政だより等による啓発) (女性への暴力ゼロ運動特別講座)

- ・ 内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中 (H26. 11. 12~11. 25) にDV・デートDVについての認識を高めるための広報啓発として、新聞、フリーペーパーなどに説明や相談窓口等を記載した広告を掲載した。
- ・ また、男女共同参画センター・ムーブでは、同期間に合わせて、その時々
の社会情勢を踏まえたテーマで「女性への暴力ゼロ運動特別講座」を実施した。さらに、期間中に「デートDVについて知ろう!」のパネル展示や警察など関係機関と連携したDV防止キャンペーンに参画し、広報啓発に努めた。

[DVやデートDVに関する理解の促進及び相談窓口の周知]

- ・ 高校生や大学生などの若年層における交際相手からのDV(デートDV)に関して、専門的な知識及び講演実績を有するNPO等の団体による「デートDV
予防教室」を実施し、市内の高校・大学・専門学校等に講師を派遣した (21校 34回、参加者 4,063人)。[p34再掲]
- ・ また、DV防止・相談窓口のリーフレットを作成し、各区役所や男女共同参画センター・ムーブ等に設置・配布した。
- ・ (公財) アジア女性交流・研究フォーラムでは、市内の高校・大学・専門学校等におけるデートDV予防教育の講師(ファシリテーター)育成に取り組んでおり、育成したファシリテーターのフォローアップと新規育成を目的とした講座を開催した。[p35再掲]

夫婦間において暴力と認識される行為〔子ども家庭局調〕

	(平成17年)	(平成23年)
「平手で打つ」を暴力と認識する人の割合	67.1%	55.2%
「なぐるふりをしておどす」を暴力と認識する人の割合	50.4%	57.9%

DV防止法の認知度〔子ども家庭局調〕

(平成17年) 72.9% (平成23年) 79.1%

(2) DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実

DVは家庭内で行われるため、対応が遅れがちになり重篤な状況に陥る前に、周囲の者が発見してDV被害者への情報提供や関係機関への通報が行われることが大切であり、市民や関係者に対してDVについての理解の促進と広報・啓発を継続する。

また、配偶者暴力相談支援センターと各区子ども・家庭相談コーナーとの連携をさらに強化し、より効果的なDV被害者支援を図るため、配偶者暴力相談支援

センターには、各区相談員を支援しDV被害者支援の総合調整を行える統括指導員（スーパーバイザー）を配置し、機能強化を図る。

【主な取組み】

〔DV被害者への情報提供や関係機関への発見通報に関する広報・啓発の充実〕
（民生委員・児童委員等の地域の福祉関係者への啓発・周知）

- ・ 地域の民生委員の代表である地区会長に対して、重要課題のひとつである人権問題を中心に、昨今の福祉課題を的確にとらえる研修を実施した。実施後は、各地区において伝達研修等を行うことで、全民生委員への周知を図った。

（保育所職員、教職員等への啓発・周知）

- ・ 保育所では日常的に保護者からの様々な相談に応じ、DV被害に関するものは、区役所の「子ども・家庭相談コーナー」などの関係機関と連携を取り、対応した。
- ・ 区担当の指導主事が、学校訪問による教室巡回や、気になる幼児児童生徒について校・園長との情報交換を行い、DV被害者の子どもの早期発見に努めた。状況によっては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と連携しながら実態の把握を行うとともに、定例校・園長会議、生徒指導主事・主任会議において、区担当指導主事が関係機関との連携に関する指導助言を行った。

〔配偶者暴力相談支援センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による相談体制の充実〔統括指導員（スーパーバイザー）の配置〕

（配偶者暴力相談支援センター総括指導員の配置）

- ・ 配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数は519件で、年々増加しており、相談内容も精神疾患を伴うケースを含め、複雑かつ深刻化している。そのため、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図るため「統括指導員（スーパーバイザー）」の配置に取り組み、平成27年4月に職員を配置した。

（ホットラインの開設）

- ・ 男女共同参画センター・ムーブでは、内閣府「男女共同参画週間」（6月）及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に合わせて、福岡県弁護士会北九州部会と共催でホットラインを開設し、弁護士、ムーブ相談員、各区役所子ども・家庭相談コーナー相談員等による電話相談を実施した。

（高齢者のDV被害者）

- ・ 高齢者虐待事例等について、地域包括支援センターが中心となり、弁護士・警察等の専門機関と連携しながら、早期発見、早期対応に取り組んだ。

（障害者の虐待）

- ・ 「障害者基幹相談支援センター」に併設された「障害者虐待防止センター」において、障害者に係る虐待案件（虐待の恐れがあるものも含む）に対して、適切な対応・支援に取り組んだ。

〔相談窓口職員のスキル向上のための研修及び心理的ケアの充実〕

(相談窓口職員のネットワーク会議) (研修会への参加)

- ・ 配偶者暴力相談支援センター、区役所「子ども・家庭相談コーナー」の相談窓口職員については、実務者研修や福岡県女性相談所等が主催する研修会等に参加して相談知識・技術向上に努めた。
- ・ 男女共同参画センター・ムーブ相談室では、新任相談員を中心に、内閣府、県、市主催の研修会等に参加することにより、幅広い知識と実技を学び、さらには伝達研修により相談室の中で情報を共有した。また、臨床心理士(特別相談員)による相談員のメンタルヘルスケアを、随時行っている。

〔外国人、障害のある人、男性への配慮〕

- ・ (公財)北九州国際交流協会において、外国人市民を対象とした無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口を開設するとともに、区役所等での相談時に行政通訳者を派遣した。
- ・ 男性臨床心理士による「男性のための電話相談」を実施し、生き方や家庭、仕事についての悩みなどの相談に応じた(月2回各2時間、相談件数21件)。

[p 33 再掲]

市の窓口(各区子ども・家庭相談コーナー、ムーブ、配偶者暴力相談支援センター)でのDV相談件数〔子ども家庭局調〕

(平成25年度) 3,238件

(平成26年度) 3,430件

(3) DV被害者と同伴の子どもの安全が確保される保護の実施

DV加害者からの暴力に身の危険を感じ、避難してきたDV被害者と同伴の子どもについて、安全の確保を第一に考えて保護を実施する。

緊急時の暴力の制止やDV被害者の安全確保のためには警察との連携が不可欠であり、今後とも一層密接に連携を図る。

また、市の確保している緊急一時保護施設では、心身ともに傷ついている入所者が安心して過ごせるよう取り組む。

〔緊急時の適切な一時保護の実施〕〔緊急一時保護施設等の保護体制の充実〕

- ・ DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護を行った。緊急一時保護施設に入所するまでの間、必要に応じ被害者に同行するなどの安全確保の取組みを行うとともに、警察等関係機関と緊密な連携に努めた。
- ・ DV被害者への安全確保や精神的な負担軽減のため、必要に応じて、保護施設や区役所の「子ども・家庭相談コーナー」の職員が、関係機関、関係部局等への同行支援を行った。
- ・ 緊急一時保護施設の職員について、実務者研修や福岡県女性相談所等が主催する研修会等に参加して相談知識等の向上に努めた。

- ・ 緊急一時保護を補完するため、DV被害者の保護支援活動を行っている民間団体に補助金を交付し、その活動を支援した。

配偶者等からの暴力被害経験の割合〔子ども家庭局調〕

	(平成17年)	(平成23年)
身体的暴力	女性 14.6%、男性 5.3%	女性 19.9%、男性 10.9%
精神的暴力	女性 25.7%、男性 10.0%	女性 32.8%、男性 19.6%
性的暴力	女性 4.2%、男性 1.6%	女性 12.6%、男性 2.2%
経済的暴力		女性 4.5%、男性 1.4%

(4) DV被害者の自立支援の充実及び二次的被害防止や情報管理の徹底

自立した生活を希望するDV被害者に対し、保護命令制度や活用できる福祉施策等常に新しい正確な情報を収集し、DV被害者の状況に応じた支援情報を提供する。

また、各関係部局で連携をとり、DV被害者に二次的被害（DV被害者に対する不適切な対応によりDV被害者がさらに傷つくこと）を与えないこと、安全確保を優先すること、個人情報の管理を徹底することに十分留意して取り組む。

とりわけ、DV被害者の情報がDV加害者へ知れることは、DV被害者を危険な状態にしてしまう可能性があることを十分に理解して、情報管理を徹底する。

【主な取組み】

〔DV被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施〕

- ・ 区役所の「子ども・家庭相談コーナー」において、
 - ① 住民基本台帳閲覧等の制限の申立てや健康保険等に関する手続きについての情報提供や助言
 - ② 公共職業安定所（マザーズハローワーク）等における就労支援についての情報提供や助言
 - ③ 児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金等の福祉施策に関する情報提供や助言
 - ④ DV被害者やその子どもにケアが必要な場合におけるDV被害者の意思を尊重しながら、子ども総合センター、精神保健福祉センター等関係機関との連携・協力
 - ⑤ 保護命令制度の内容や申立て手続き等司法手続きに関する情報提供や助言
 など、情報提供及び支援を実施した。
- ・ 市営住宅の定期募集において、DV被害者に優先入居の取扱いを実施した。

- ・ 生活に困窮するDV被害者からの相談があった場合は、区役所のちをつなぐネットワークコーナーにおいて、生活保護制度など適切な情報提供・助言等を行い、必要に応じて生活保護を適用した。

〔DV被害者と同伴の子どもの二次的被害防止や情報管理が徹底された支援の実施〕

- ・ DV被害者等の情報管理を強化するため、住民基本台帳の情報を取り扱う業務所管課に対して、継続的に調査・情報提供を行い、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっているDV被害者等の住所等の情報を本人以外には開示しない取扱いを徹底した。
- ・ DV被害者の同伴の子どもの安全を確保しつつ、保育の機会や教育を受ける権利が保障されるよう、情報管理等適切な対応を行った。
- ・ 相談窓口職員等について、実務者研修や福岡県女性相談所等が主催する研修会等に参加して相談知識・技術向上に努めた。

（５）関係機関や民間団体との連携・協働

DV被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うため、関係機関や民間団体と共通認識を持ちながら、緊密に連携して取り組む。

特にDV被害者の生命に危険が及ぶような緊急時にスムーズな支援を行うためには、地域での機動的なネットワークづくりが不可欠であり、また、市内で、DV被害者に対するきめ細かな支援を行う民間団体の役割は非常に大きいことから、これらの民間団体との連携を強化し、引き続き団体の支援を行う。

【主な取組み】

〔関係機関・民間団体との連携・協働の推進〕

- ・ 北九州市DV関係機関連絡会議において、市関係部局、県女性相談所、警察、法務局、弁護士会、医師会、NPO等の関係機関がDV対策の現状やそれぞれの取組み等について意見交換を行うなど、情報を共有することにより連携を深め、より効果的なDV被害者への支援につながるよう努めた。
- ・ 区役所の「子ども・家庭相談コーナー」において、DV被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合に、市外関係機関と十分な連携を図った。
- ・ 地域や学校において、DV防止や被害者支援のための活動を行う民間団体と協働でDV予防啓発の取組みを行った。

施策の方向 2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の予防

職場等におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するための研修や相談窓口の充実を図る。また、性犯罪等を未然に防止するための広報啓発や相談窓口の充実を図る。

【主な取組み】

〔セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進〕

- ・ 企業等への出前セミナーを通じてチラシの配布や相談窓口の紹介などを行い、事業者、働く人にセクシュアル・ハラスメント等防止の働きかけを実施した。
- ・ 男女共同参画センター・ムーブ等においてセクシュアル・ハラスメント等防止研修の講師派遣を行うとともに、セクシュアル・ハラスメント等性別による人権侵害に対する相談に応じた。さらに、国、県と連携して「改正男女雇用機会均等法関係法令説明会&ハラスメント防止研修会」を実施した。
- ・ 市立各学校・園において、研修用冊子「学校におけるセクハラをなくすために」を使用し、セクシュアル・ハラスメント防止研修を実施した。また、平成26年度から、学校に初めて勤務する教職員には配属後にも速やかに同研修を実施することにより、セクシュアル・ハラスメントに対する共通認識を深めるとともに、教職員のモラルの向上を図った。
- ・ 市役所において、「セクシュアル・ハラスメント防止要綱」に基づき、所属単位で全職員に対してセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施するとともに、階層別研修においても公務員倫理の一環として防止要綱を周知し、啓発を進めた。

〔性犯罪等の防止のための広報啓発や相談窓口の充実及び被害者への支援、防犯対策の推進〕

- ・ 犯罪被害を「ひとごと」ではなく「自分ごと」として捉え、防犯意識の向上や防犯活動への関心を高めるため、「女性のための犯罪被害防止教室」を実施した。
- ・ 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」について、県警察等と啓発行事を開催し、ちらしを配布するなど周知を行った。

施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援

若い世代から性に関する正しい知識を身につけることは大変重要であり、若年

層を中心に、いのちの大切さ等の知識を身につけられるよう教育・啓発に積極的に取り組む。

妊娠から出産期においては、高度な周産期医療の提供、妊娠・出産・育児に関する相談・指導など母子保健施策を充実し、安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりを進める。

さらに、年齢を重ねても、できるだけ長く自立した生活を続けるため、若い頃からの生涯を通じた健康づくりや、がんや糖尿病等生活習慣病の発症予防、各種検診の充実などを推進する。

【主な取組み】

〔若い世代における性の理解・尊重〕

- ・ 男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)において、性と生殖に関する健康・権利に関する正しい理解を促すためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座等を高校、大学、専門学校等に出向いて開催し若い世代に知識を広めた。(9回 参加人数 634人)
- ・ 医療、学校、地域、行政等の関係者による思春期保健連絡会を開催し、関係者と思春期保健の課題を共有し、連携を強化するとともに、助産師による小中学生を対象とした思春期健康教室を開催した(88回、参加人数 4,086人)。

[p 34 再掲]

- ・ 学校における性教育について、保健学習の授業を中心に、特別活動における保健指導、外部講師を招聘した性に関する内容の講話、道徳における保健指導等と合わせて、計画的に実施するとともに、学校保健大会や保健主事講習会等において、性に関する指導をテーマとする講話や研修を積極的に取り入れ、指導内容の充実、質の向上を図った。
- ・ また、学校における健康教育についても、がんを含む生活習慣病の予防等、自分の生活習慣と関連付けることで、健康への興味・関心の向上、健康な生活を営むための生活について考える機会を授業の中に盛り込み、指導した。
- ・ 有害サイト等対策のため、小中学生の保護者を対象とするリーフレットの作成・配布(57,000部)や、街頭CMの放映等を行うとともに、中学生を対象とする非行防止教室や保護者・地域を対象とする出前講演を実施した。
- ・ また、インターネット上のサイト等における児童生徒によるいじめや非行行為等の不適切な書き込み(ネットトラブル等)の実態を把握し、ネットトラブル等の早期解決と未然防止に関する指導を推進するとともに、教職員に対する対応力向上のための研修やリーフレット等の作成・配布等による保護者等への啓発を行った。
- ・ WHO(世界保健機関)が定めた『世界エイズデー(12月1日)』に、「レッドリボンキャンペーン」として、レッドリボンツリーの作成・展示、レッドリボンネイルイベント、ポスター・ちらし配布等を実施し、HIV/エイズの正しい知識の普及・啓発や相談・検査体制の情報提供を行った。

〔妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実〕

- ・ 母子健康手帳交付時に子育てに関する情報の提供や、保健師等の専門職による相談を行うなど、妊娠中から継続した支援を実施した。また、母子健康手帳に綴じ込みの出生連絡はがきにより、早期に支援が必要な人を把握し、支援を実施した（母子健康手帳交付数 8,558 冊）。
- ・ 育児不安の軽減を図るため、「妊産婦・乳幼児なんでも相談」「両親学級」「母親学級」「育児教室」を開催するとともに、妊娠中の健康管理や子の健やかな発育のため、「妊婦栄養教室」「離乳食教室」「幼児栄養教室」「親子ですすめる食育教室」を開催した。
- ・ 不妊に悩む夫婦に医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減するとともに、不妊に関する専門相談窓口で様々な相談に応じることにより、心身の悩み軽減に努めた。
- ・ 妊婦健診について、平成 21 年度に公費助成回数を 5 回から 14 回に拡大しており、さらに受診勧奨を行うことで受診率の向上を図った。（H25 95.5%、H26 97.4 パーセント）。また、新生児期に 19 疾患の先天性代謝異常等の検査を実施するとともに、幼児健診の受診勧奨はがきの送付や各乳幼児教室などにより、健診受診について勧奨した。
- ・ 親子歯科保健事業（妊産婦歯科検診）を実施した。
- ・ 生後 4 か月までの乳児家庭全戸訪問の際に、質問票等の活用により産後うつ病等を早期に把握し、支援が必要な産婦等については医療機関と行政が連携して早期に対応した。
- ・ 市内の周産期医療の中核を担う機関として、総合周産期母子医療センター（市立医療センター内）において、24 時間体制で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供した。
- ・ また、北九州市医師会が主催する後期臨床研修や周産期医療に関する研修等に助成を行い、周産期医療体制の維持に取り組んだ。

〔生涯を通じた女性の健康の保持・増進〕

- ・ 介護予防に関する普及啓発事業として、講演会やメディア、各種リーフレットなどを活用した PR 活動を行うとともに、地域主体の介護予防を促進するため、健康づくり推進員などの活動支援やスキルアップ研修を実施した。
- ・ 40 歳から 64 歳の市民を対象に、各区役所や市民センター等で講座を開き、生活習慣病の予防及び寝たきり等の介護を要する状態となることの予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに、壮年期以降に罹患しやすい疾病の予防等のために指導及び教育を行った。
- ・ また、市民センター等における定期的な「健康なんでも相談」や、区役所における随時の電話や面接相談、各種集団健康教室来所者に対する個別相談などにより、心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な生活習慣の維持・増進のために保健師や栄養士等が必要な助言、指導を実施した。

- ・ 北九州市食生活改善推進員協議会の自主事業である「健康料理普及講習会」や、高齢者の食生活改善のための講話・調理実習等を実施した。
- ・ 市民センターを拠点として、まちづくり協議会が、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力を得て、「目標設定」「計画づくり」「実践」「事業評価」を一つのサイクルとした健康づくり事業「地域でGO!GO!健康づくり」を実施した。
- ・ 歯と口の健康づくりのため、「お口の元気度アップ事業」「要介護高齢者の食を支える口腔ケア対策事業」を実施した。
- ・ 北九州市民体育祭春季レディース大会及び女性体操教室を開催し、女性の健康増進・体力向上に取り組んだ。
- ・ 男女共同参画センター・ムーブ、レディス(もじ・やはた)において、ヨガや体操などの健康講座や更年期サポート講座、疲労回復講座等を開催した。さらに、ムーブではフィットネスルームにインストラクターが常駐し、ストレッチ体操など個人利用者の指導を行った。
- ・ 北九州市国民健康保険特定健診・特定保健指導を実施した。
また、特定保健指導非対象者（生活習慣の改善が必要な方、重症化の恐れのある方等）にも保健指導を実施するとともに、健診結果により、CKD（慢性腎臓病）予防に向けた、かかりつけ医・腎専門医までを一体的につなぐ慢性腎臓病予防連携システムを運用した。
- ・ 各種がん検診を実施するとともに、企業やNPO団体との連携による「がん検診受診勧奨」活動や検診の普及啓発活動に取り組んだ。子宮頸がん検診、乳がん検診については、検診無料クーポンを配布するとともに、受診勧奨はがきを送付した（受診率：子宮頸がん 23.1%、乳がん 15.4%）。
- ・ 歯周疾患検診を実施した。また、歯周病セルフチェックシートや、糖尿病と歯周病の関係についてのリーフレットを配布するなど、歯周病予防に関する啓発を行った。

平成26年度の成果と課題

(平成26年度の成果)

DVは主に家庭内で行われるため、発見が遅れ潜在化しやすい。被害者への情報提供はもとより、周囲のものが発見して関係機関に通報が行われることが大切である。そのために、どのようなことがDVにあたるのか、どこへ相談したらよいかなどを記載した新しいリーフレットの作成、新聞やフリーペーパーへの広告掲載など、市民や関係者への広報・啓発を行ったことにより、相談件数の増加につながった。

また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを防止するため、「企業向け出前セミナー」などを通じての広報啓発や県・国と連携して「改正男女雇用機会均等法関係法令説明会&ハラスメント防止研修会」を実施したことにより、ハラスメントに対する認識や予防対策につながった。

さらに、子宮頸がんや乳がん検診については、企業やNPOと連携し検診の普及啓発や受診勧奨はがきの送付などを行った結果、受診率増加につながった。

(今後の課題)

DVの相談件数は年々、増加しているが、平成23年度の市民意識調査で、何らかの被害経験を持つ人が受けた暴力行為について「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答している人が48.9%と半数近くを占めていた。また、相談先として、家族・親族、友達・知人の割合が高く、警察や市の公的機関は極めて低かった。

今後も被害者からの相談、支援につなげるために、引き続き広報啓発に力を入れていく必要がある。

また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するため、国・県と連携しながら女性が働きやすい職場環境づくりを支援していくことが必要である。

さらに、子宮頸がんや乳がん検診の受診率を増やすため、一層の普及啓発活動に取り組む必要がある。

審議会意見(柱V)

- ・ DVの相談体制の充実も必要だが、被害を受けた人が、まず、どこに相談したらよいかの周知が必要である。今後も継続して相談窓口の周知を図っていくべきである。
- ・ 男性の方も被害者になりうるので、相談できる窓口の周知は必要だと考える。

《資料》

第3次北九州市男女共同参画基本計画に掲げている
数値目標等の進捗状況〔平成26年度〕

1 数値目標

柱	項目	数値		
		当初	現状 (平成26年度)	目標 (平成30年度)
I	市役所における役職者(係長以上)に占める女性の比率	15.6% (平成25年4月)	16.2% (平成26年4月) 16.9% (平成27年4月)	20%
	市役所における女性管理職比率 ※課長級以上、全職	12.0% (平成25年4月)	12.8% (平成26年4月) 13.8% (平成27年4月)	15%
	市立学校等における管理職に占める女性の比率 ①校長 ②教頭	① 14.7% ② 18.6%	① 15.4% ② 19.0%	① 18.4% ② 23.3%
	市付属機関等における女性の比率 ※市付属機関等には市政運営上の会合を含む	41.9% (平成25年7月)	43.8% (平成26年7月)	50%
	男女共同参画社会という言葉の認知度	68.9% (平成23年市調査)	—	80%
II	30歳代女性の労働力率	64.6% (平成22年国勢調査)	—	67.6%
III	市役所における時間外勤務削減率 (※平成19年度対比)	12.2% (平成24年度)	15.1%	30%
	市役所における男性職員の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務制度取得率	7.9% (平成25年3月)	6.1% (平成26年3月) 7.5% (平成27年3月)	20% (平成31年度)
	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育 ②休日保育 ③病児・病後児保育	①148箇所 ② 7箇所 ③ 9箇所	①148箇所 ② 7箇所 ③ 11箇所	①153箇所 ② 9箇所 ③ 11箇所
V	夫婦間における「①平手で打つ」「②なぐるふりをしておどす」について暴力と認識する人の割合	① 55.2% ② 57.9% (平成23年度市調査)	—	① 70% ② 70%
	子宮頸がん・乳がん検診の受診率 ①子宮頸がん ②乳がん	① 22.3% ② 13.7%	① 23.1% ② 15.4%	① 33.0% ② 22.0%

2 モニタリング指標

柱	項目	数値	
		当初(平成 25 年度)	現状(平成 26 年度)
I	自治会における女性の比率 ①区自治総連合会長 ②自治区会長 ③町内会長	① 0% ② 3.9% ③ 15.7%	① 0% ② 4.4% ③ 15.7%
	校区まちづくり協議会会長における女性比率	5.1%	3.7%
	市立小・中・特別支援学校のPTA会長における女性の比率	10.0%	8.0%
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての肯定・否定の割合	(肯定) 38.7% (否定) 53.8% (平成 23 年市調査)	—
	女性が職業を持つことについての考え方についての割合 ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたなら中断した方がよい ③子どもができたなら退職した方がよい	① 28.4% ② 59.8% ③ 6.5% (平成 23 年市調査)	—
	社会全体における男女平等達成感	13.0% (平成 23 年市調査)	—
II	男女それぞれの雇用者に占める管理的職業従事者(役員含む)の比率	(女性)0.89% (男性)3.96% (平成 22 年国勢調査)	—
	雇用形態(①正社員②パート・臨時雇)における男女別割合	(女性)①48.0% ②51.6% (男性)①77.9% ②20.2% (平成 25 年 1 月)	(女性)①49.9% ②49.5% (男性)①77.2% ②20.4% (平成 27 年 1 月)
	職場での男女平等達成感	16.1% (平成 23 年市調査)	—
III	市役所における時間外勤務者(年間のべ人数) ①100 時間/月以上の人数 ②2ヶ月平均で 80 時間/月以上の人数	① 390 人 ② 76 人	① 359 人 ② 52 人
	市内企業等における職員の育児休業取得率	—	—

柱	項目	数値	
		当初(平成 25 年度)	現状(平成 26 年度)
III	市内企業等における週労働時間 60 時間以上の雇用の割合	—	—
	6 歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	—	—
	多様な保育の受入児童数 ①延長保育 ②夜間保育 ③休日保育 ④病児・病後児保育	①17,513 人 ② 519 人 ③ 1,522 人 ④ 6,184 人 (平成 24 年度)	①18,407 人 ② 551 人 ③ 1,430 人 ④ 6,477 人 (平成 26 年度)
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれていると思う人の割合	47.9% (平成 23 年市調査)	—
	小中学校における男女共同参画副読本の活用率	100% (平成 24 年度)	100% (平成 26 年度)
IV	学校教育の場での男女平等達成感	53.5% (平成 23 年市調査)	—
	市の相談先・援助機関(①DVセンター②区子ども・家庭相談コーナー③ムーブ相談室)の認知度	① 10.0% ② 30.4% ③ 15.7% (平成 23 年市調査)	—
V	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	(女性)①19.9% ②32.8% ③12.6% ④ 4.5% (男性)①10.9% ②19.6% ③ 2.2% ④ 1.4% (平成 23 年市調査)	—
	10代の人工妊娠中絶率(15～19 歳の女性人口千人対)	13.2 (平成 22 年度)	15.9% (平成 24 年度)
	生活習慣病予防のための特定検診受診率 ※北九州市国民健康保険加入者	32.6% (平成 24 年度)	33.7% (平成 26 年度)